

(会 議)

第8条 実行委員会は、委員長が召集し、これを主宰する。

2 実行委員会は、次の条項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事
- (3) 決算に関する事
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(表 決)

第9条 実行委員会は、委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数で、これを決する。また、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

2 委任状を提出した委員は、前条の実行委員会の決定事項に従うものとする。

(専決処分)

第10条 委員長は、緊急を要する事項について、実行委員会を召集する時間がない時は、これを専決することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決したときは、次の実行委員会に報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を円滑に処理するため、財団法人福岡市健康づくり財団内に事務局を置く。

附 則

この規約は、平成15年11月12日から施行する。